

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務の委託に関する規約

平成27年4月24日協議

(委託事務の範囲)

第1条 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を伊豆市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、伊豆市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、組合の負担とし、組合は、これを伊豆市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、組合管理者が伊豆市長と協議して定める。

(決算の場合の措置)

第4条 伊豆市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を組合管理者に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 伊豆市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、組合管理者と随時、連絡会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される伊豆市の条例等の全部又は一部を変更した場合においては、伊豆市長は、速やかに組合管理者に通知しなければならない。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、伊豆市長と組合管理者が協議して定める。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

